

監査公表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づく、令和８年６月２３日付けの請求について、同条第５項の規定に基づき監査を実施したので、結果を次のとおり公表する。

令和８年８月３日

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 藤 田 信

秋田市監査委員 堀 内 和 恵

第1 請求人

(略)

第2 監査の請求

1 請求の受理

令和8年6月23日に提出のあった本件請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、同月30日に受理した。

なお、同月26日に請求人の住所、氏名に関する補正書が提出され、これを受け付けた。

2 請求の要旨（「秋田市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）の原文のまま）

1. 請求の要旨

(1) 請求の対象者 秋田市長、および長寿福祉課職員

(2) 請求の対象となる違法・不当な財務行為

令和7年度において、A 地区社会福祉協議会（以下「A 地区社協」）に対し、B 町内会の対象高齢者に「敬愛と感謝の意」が届かない蓋然性があることを知りながら漫然と「秋田市敬老会補助金」を交付したこと。

(3) 違法・不当となる理由

この補助金は「秋田市敬老会補助金交付要綱」（以下「要綱」）第2条および別表1に基づき、各地区の後期高齢者（満75歳以上）数を積算根拠（按分率）として公金から支出されている。

市は毎年4,000万円の予算を計上し地区社協へ配分してきた。令和7年度には令和5年10月1日現在の市内後期高齢者数51,611人のうちA 地区には3,513人が居住していることから、按分率に基づきA 地区社協へ272万3,000円が交付された。この金額は情報公開された文書により確認済みである。

計算式：4,000万円 × (3,513人 ÷ 51,611人) ≒ 2,723,000円

令和7年6月23日、当町内会が長寿福祉課に後期高齢者の名簿を提出し、A地区の3,513人にBの高齢者が含まれているか面談で確認した際、同課は「もちろん含まれている」と明言した。しかしながら証拠書第1号と2号にあるように、24名は昨年度敬老会の案内や記念品配分等から完全に排除されており、交付要綱の趣旨に反する結果となった。

当該補助金が要綱に違背して目的外に使用または補助条件を遵守せず執行されている事実と申請書類の瑕疵を、令和2年以降毎年指摘され認識しながら、対象職員が要綱第4条に基づく精査義務、第7条に基づく補助金交付決定の取消し・返還請求、および第8条に基づく調査などの法的措置を怠たり、漫然と交付している事実が、違法・不当となる理由である。

(4) 市が被る損害

秋田市政は市政運営の視点として「公平・公正な行政運営」を掲げている。

24名もの高齢者が補助金の恩恵から完全に排除されている現状は、この行政理念に著しく反するものであると言わなければならない。

財務上の損害としては、これら24人分の積算根拠に基づきA地区社協に交付された補助金が、要綱の目的に違背して目的外に執行された事実が挙げられる。対象職員が要綱第7条に基づく返還請求等の措置を怠っていることにより、本来回収すべき公金（24人分の按分相当額）が失われたままとなっており、市は現に財政的・金銭的な損害を被っている。

(5) 請求者が求める措置

対象職員に対し、要綱第8条に基づく調査を実施させ、要綱第4条に違反した適正を欠く審査を見直した上で、排除された24名分に係る補助金の交付決定を取り消すとともに、要綱第7条に基づき、A地区社協に対して既に交付済みの補助金の返還を請求する措置を求める。

3 暫定的停止勧告

本件については、地方自治法第242条第4項の要件を満たすとは認められないことから、暫定的停止勧告は行わないこととした。

4 請求人の提出証拠（事実証明書）

(1) 令和8年6月23日提出の証拠

別紙参照

（注）提出証拠（事実証明書）の内容については、記載を省略した。

(2) 令和8年7月7日提出の証拠

請求人から新たな証拠として陳述資料が提出された。

別紙参照

（注）提出証拠（事実証明書）の内容については、記載を省略した。

5 請求人の提出資料

請求人から令和8年7月14日に陳述補足資料が提出された。

別紙参照

（注）提出資料の内容については、記載を省略した。

6 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年7月10日に請求人に対して証拠の提出および陳述の機会を設け、請求人による陳述が行われた。

陳述には、福祉保健部長、福祉総務課長、長寿福祉課長のほか、福祉総務課および長寿福祉課の職員を立ち会わせた。

また、同月14日に請求人から、陳述補足資料が提出された。

請求人が行った陳述および陳述補足資料の内容は、以下のとおりである。

- (1) 令和2年度以降、請求人の所属する B 町内会は、秋田市敬老会補助金（以下「補助金」という。）の恩恵に浴していない状況が継続している。この課題に関し、8年4月30日付けで秋田市長宛てに要請書を提出し、同年6月4日に回答を得たが、これまでの回答に存在した「敬老会の実施財源の一部となる当該補助金が貴町内会対象者に届けられていないことについては、課題であると認識していることから、引き続き、課題解決に向けた検討を行う」との文面が、今回の回答書からは削除されていた。長寿福祉課長は「課題ではないという認識ではない」と釈明したものの、当局の認識と実際の回答の文面には重大

な乖離がある。

- (2) 要請書に対する市の回答では、「地区社会福祉協議会との話し合いによる解決が重要であり、引き続き話し合いによる解決を働きかける」と繰り返されている。

しかし、現実には挨拶程度にとどまり、長寿福祉課からの具体的な是正措置の指示はなく、「話し合い」という名の丸投げ状態が続いている。市は当事者間の話し合いに終始押し付けるのではなく、行政として主体的に、秋田市敬老会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいた権限を果たしていただきたい。

- (3) 過去に補助金の一部を A 地区社会福祉協議会を通さずに、直接、B 町内会に交付するといった内容の提案が、市からなされたようだが、B 町内会はこのような要求をしたことは一度もない。B 町内会が求めているのは、あくまでも要綱がしっかりと実施されることであり、市には要綱に基づく権限を発揮していただきたい。

- (4) 補助金は各地区の対象者数に基づいて積算されているが、A 地区の統計上の 3,513 人には、B 町内会の住民も含まれているにもかかわらず、当町内会に届いていないということは、交付された補助金が別のことに使われたことを意味し、補助金の目的外使用、あるいは交付目的に反した使用である。

なお、これらのほか、B 町内会が A 地区社会福祉協議会を退会した経緯や、その経緯の一つとして赤い羽根共同募金にかかる問題提起を行ったことについての説明があった。

第3 監査の実施

1 監査の対象

令和7年度の A 地区社会福祉協議会に対する補助金について

2 監査の着眼点

- (1) 補助金の交付手続は要綱に適合しているか。
- (2) A 地区社会福祉協議会に対する補助金の交付が違法又は不当であるか。

3 監査の対象機関

秋田市福祉保健部を監査の対象とした。

4 関係職員の陳述

令和8年7月10日に、福祉保健部の職員から陳述の聴取を行った。

陳述には、福祉保健部長、福祉総務課長、長寿福祉課長のほか、福祉総務課および長寿福祉課の職員が出席し、請求人を立ち会わせた。

5 関係職員陳述の内容

福祉保健部関係職員が行った陳述は、以下のとおりである。

なお、本件において請求人が証拠として提出している要綱は、令和3年4月1日の改正に伴い、旧要綱の第7条に基づく「交付決定の取消し」は現行要綱の第9条に、同じく「補助金の返還」は現行要綱の第10条に、旧要綱の第8条に基づく「調査」は現行要綱の第11条にそれぞれ条番号が移行しているため、関係職員陳述に当たっては、現行要綱の条番号に読み替えて行っている。

請求人が請求書の1の(2)で、請求の対象となる違法・不当な財務行為として、令和7年度において、A 地区社会福祉協議会に対し、B 町内会の対象高齢者に「敬愛と感謝の意」が届かない蓋然性があることを知りながら漫然と補助金を交付したと主張していることについては、補助金は、要綱に基づき、長年にわたり今日の社会の礎を築いた高齢者に敬愛と感謝の意をこめ、敬老会を主催する地区社会福祉協議会に対して交付しているものであり、補助金の交付は、要綱の規定に基づき、適正に行っており、認められないとした。

請求人が請求書の1の(3)で、違法・不当となる理由として主張していることについては、市は実績報告等を精査し、補助金が敬老会の開催費用として、適切に使用されていることを確認しており、第4条に基づく精査義務、第9条および第10条に基づく補助金交付決定の取消し・返還請求、および第11条に基づく調査などの法的措置を怠り、漫然と交付しているということには当たらず、違法・不当な公金の支出および返還の請求を怠る事実はないとした。

請求人が請求書の1の(4)で、市が被る損害として主張していることについて

は、敬老会の実施財源の一部となる補助金が B 町内会の対象者に届けられていないことについては課題として認識しているが、補助金の趣旨では、敬老会を主催する地区社会福祉協議会に対し補助金を交付するものとしており、実際に、

A 地区社会福祉協議会は、実施した敬老会の経費に補助金を充てていることから、要綱第10条に基づき、補助金の返還を求めなければならない事由に該当しないため、認められないとした。

請求人が請求書の1の(5)で、請求者が求める措置として主張していることについては、A 地区社会福祉協議会は、実施した敬老会の経費に補助金を充てており、補助金の返還事由には該当しないため、認められないとした。

以上のことから、市は、要綱に基づき補助金の交付を行っており、補助金の交付に係る事務を怠り、市の財政に損害を与えたということではなく、これまで要綱の規定に従い、適切に業務に当たってきたことから、請求者が求める措置については認めることはできないとした。

なお、関係職員陳述の後、監査委員からの質疑に対し、次の説明がなされた。

- (1) 現在、記念品は B 町内会には配られていないことを把握していること。
- (2) B 町内会が A 地区の敬老会から排除されていることを確認したのは、令和2年に要請書が提出されたときであること。
- (3) 要綱に定める「敬愛と感謝の意」が届かない蓋然性について、2年に要請書が提出されるまでは認識を持っていなかった。そのようなことがあると分かって、対応を検討したり、A 地区社会福祉協議会にも相談したりしてきたが、現状が変わるところまでは、いっていない状況であること。
- (4) 要綱に定める「敬愛と感謝の意」が届かない蓋然性があるといった認識がありながら、補助金を交付することが制度上、違法又は不当であるかについて、要綱のとおり人口に基づいて按分して、各地区社会福祉協議会に交付しているものであり、違法とは考えていないこと。
- (5) 地区社会福祉協議会への補助金については、人口に基づいて按分しており、そういう意味では各地区へ公平性を担保しているものと考えていること。
- (6) B 町内会が A 地区社会福祉協議会を退会している状況の下、24名分の按分相当額を含む補助金を交付してきたことについて、市内に39の地区社会福祉協議会があるが、そこに市の予算を配分するための根拠として要綱に基

づいた人口を使ったものであり、その人数が入っているものの、違法ではないと捉えていること。

- (7) 現在の地区社会福祉協議会への配分の仕方が決まったのは平成23年であるが、その時点では補助金の恩恵を受けられない対象者がいることは想定していなかったと考えていること。
- (8) 要綱の趣旨に照らして、75歳以上の市民全員が敬老会に参加できることが理想であり、補助金の恩恵を受けられることが一番良いと思っていること。
- (9) 請求人が主張する、市が本来回収すべき24名分の按分相当額について、人口割りした人数に応じて地区社会福祉協議会に対し補助金を交付しており、要綱に反しているとは考えておらず、また、市の損害としても考えていないこと。
- (10) B 町内会で敬老会に参加したい高齢者がいる場合の A 地区社会福祉協議会の対応について、B 町内会の会員だった方が独自で別の団体を作り、地区社会福祉協議会の会費を納めて参加している状況があること。
- (11) 要請に対する回答に記載した認識している課題とは、敬老会の恩恵が行き渡っていない方がいること、および B 町内会と A 地区社会福祉協議会との話合いで前に進むような形がとれていないことであること。
- (12) 課題解決に向け、長寿福祉課内で敬老会に関して、地区社会福祉協議会以外に交付するやり方がないかといった検討や相談をしていること。
- (13) A 地区社会福祉協議会への働きかけとして、令和7年度は、前任の長寿福祉課長が今年の3月30日に異動の話とともに B 町内会との解決に向けた話合いをしてほしいということが市の考え方だという話をしたほか、8年度は長寿福祉課長が2回電話し、課長交代の挨拶から始まり、現状を確認し、解決方法がないか、話合いができないかといった話をしていること。
- (14) 令和8年4月30日付け要請に対する同年6月4日付けの回答では「課題であると認識していることから、引き続き、課題解決に向けた検討を行う」という部分がなくなっていることについて、課題として認識しているところには変わりなく、あえて外したということではなく、回答文案を作る上で、その言葉が入らなかったということ。
- (15) A 地区社会福祉協議会と B 町内会のそれぞれが市に補助金を申請して交付する方法を長寿福祉課が提案した経緯について、B 町内会と A 地

区社会福祉協議会との話し合い、協議で前に進んでいくような状況になかったため、別の方法として提案したものと考えていること。

(16) 本件が長期化している理由について、話し合いをうまく前に進めるような話し合いができないためと考えていること。

(17) 解決の方法について、今のところ具体的なものはないが、 B 町内会と A地区社会福祉協議会での話し合いのほか、ほかに何かできないかということも考えていきたいと思っていること。

6 関係職員の調査

請求内容に関する事実を確認するため、令和8年7月10日に関係職員調査を行った。同調査には、福祉保健部長、福祉総務課長、長寿福祉課長、福祉総務課および長寿福祉課の職員が出席し、監査委員が説明を求め、福祉保健部長、長寿福祉課長および長寿福祉課職員から説明があった。

7 関係職員調査の内容

請求内容に関する以下の事実を確認した。

(1) 令和7年度の実績として、39の地区社会福祉協議会全てで敬老会に関する事業を実施しており、33地区では対面で敬老会を開催し、6地区では記念品配布等を行っていること。

(2) B 町内会からの要請又はそれ以外の理由による、制度の見直しは現在のところ考えていないこと。

(3) 補助金は、敬老会を主催する財源の一部として補助しており、開催のやり方については、各地区社会福祉協議会に任せていること。

(4) B 町内会と同様に、補助金に関わる事業に参加できない町内会の情報を把握しておらず、また、今後詳細な調査を行うことは考えていないこと。

(5) 敬老会補助金や類似の事業に関する他都市の事例について、市が調査したことはないが、他都市の調査によると、自治組織等に対して実施しているのが31件、市の直営が2件、地区社会福祉協議会等への委託が3件、敬老会の開催状況を把握していないが66件であること。

(6) 敬老に関する行事、事業について、敬老会以外の形態の調査を行う予定はな

いこと。

(7) 補助金の配分方法について、高齢者数の増加、予算の観点等から、平成23年に相談の上、地区の高齢者数に基づき按分して配分することとしており、統計データに基づいた高齢者数を用いていること。

(8) 地区社会福祉協議会に対して補助金を交付しているという意味では、公平に交付していると考えていること。

(9) 地域福祉の増進のために地区社会福祉協議会は存在していると認識しており、今後も補助金交付対象団体の変更は考えていないこと。

8 書類審査およびヒアリング

令和8年6月30日から同年7月31日まで、長寿福祉課に対し、適宜、書類審査およびヒアリングを行った。

第4 監査の結果

本件請求については、請求に理由がないものとして棄却する。

以下、事実関係および判断を述べる。

なお、本件において請求人が証拠として提出している要綱は、令和3年4月1日の改正に伴い、旧要綱の第7条に基づく「交付決定の取消し」は現行要綱の第9条に、同じく「補助金の返還」は現行要綱の第10条に、旧要綱の第8条に基づく「調査」は現行要綱の第11条にそれぞれ条番号が移行しているため、該当条文の解釈や判断に当たっては、現行要綱の条番号に読み替えて行うものとする。

1 事実関係

(1) 本件請求に係る補助金の概要

本件で指摘されている A 地区社会福祉協議会への補助金の概要は、以下のとおりである。

ア 補助金の趣旨

長年にわたり今日の社会の礎を築いた高齢者に敬愛と感謝の意をこめ、敬老会を主催する地区社会福祉協議会に補助金を交付するもの

イ 補助金の交付額等

令和7年度の補助金交付額 2, 723, 000円

令和7年度の補助対象事業費 4, 478, 576円

なお、この補助金の財源は全額一般財源である。

ウ 交付額の算定方法

令和7年度の予算総額40, 000, 000円を秋田市情報統計課が公表している「秋田市年齢別・地区別人口」を用いて算出した地区社会福祉協議会の区域内の満75歳以上人口で按分しており、A地区は人口3, 513人として算定している。

(2) A地区社会福祉協議会に対する補助金の交付手続

交付予定額通知 令和7年3月12日

交付申請書收受 令和7年6月13日

交付決定 令和7年7月8日

請求書受理 令和7年7月10日

支払 令和7年7月24日

実績報告書收受 令和7年11月11日

交付額確定 令和7年11月27日

(3) A地区社会福祉協議会における敬老会開催の概要

令和7年9月15日に秋田市●●市民サービスセンターを会場として開催された。対象者は、満75歳以上の高齢者であり、参加者は976人であった。

また、参加者を含む3, 419人に1人880円相当の記念品を配布した。

敬老会の財源は、補助金2, 723, 000円のほか、A地区社会福祉協議会からの負担金681, 256円、他団体補助金等1, 074, 320円（秋田市社会福祉協議会600, 000円、町内会474, 320円）であった。

なお、(1)のウに記載したA地区の人口3, 513人と、記念品を配布した3, 419人との差は、B町内会の24名のほか、交付額の算定の基とした令和5年10月1日からの満75歳以上人口の変動や長期不在などによるものである。

2 判断

地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又

は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該地方公共団体の監査委員に対し、監査を求め、これらの予防、是正等の措置を請求することを認めたものであり、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、公金の賦課又は徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実が該当する。

また、住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為の執行を未然に防止すること、又は当該行為を是正することを目的としてなされるものである。

請求人は、市が令和7年度に A 地区社会福祉協議会に交付した補助金について、A 地区全体の満75歳以上の高齢者数に基づき市の予算を按分した金額が交付されているにもかかわらず、B 町内会の24名が敬老会の案内や記念品配分等から排除されているため、B 町内会の対象高齢者に「敬愛と感謝の意」が届かない蓋然性があることを知りながら漫然と補助金を交付したことが市の違法・不当な財務会計上の行為であると主張している。その上で、排除された24名分の按分相当額を市の財政的損害とし、市が A 地区社会福祉協議会に対する交付決定を取り消すとともに返還を請求することを求めている。

したがって、本件においては、補助金の交付手続が要綱に適合しているか、また、A 地区社会福祉協議会への補助金の交付が違法又は不当であるかについてそれぞれ検討する。

(1) 補助金の交付手続が要綱に適合しているかについて

要綱における補助金の交付手続に関する規定は、以下のとおりである。

要綱第3条は、補助金の申請について、地区社会福祉協議会が敬老会補助金交付申請書（様式1）、敬老会収支予算書（様式2）、その他市長が必要とする書類を提出して行うものと定めている。第4条は、補助金の交付について、提出された申請を精査し適正と認めたときは、交付決定の上でこれを交付するものとしている。第7条は、実績報告について、地区社会福祉協議会が敬老会終了後2か月以内に、敬老会の実績報告について（様式4）、敬老会収支決算書（様式5）、支出の内訳が分かる領収書その他市長が必要とする書面を提出して報告するものと定めている。第9条は、交付決定の取消しについて、補助金を目的外に使用し

たとき、補助の条件に従わなかったとき、敬老会を実施しなかったとき、その他不正の事実が認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとしている。第10条は、これに伴う補助金の返還について、第7条の規定により提出を受けた実績報告において既に交付した補助金の額が敬老会に要した額を超えることが確認されたとき、又は第9条の規定により交付決定を取り消した場合において当該取消部分に関し既に補助金が交付されているときに、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものと定めている。第11条は、調査について、補助金に係る予算の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、地区社会福祉協議会に報告をさせ、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができるとしている。

本件における実際の補助金交付手続の経過は、前記「1 事実関係の(2) A 地区社会福祉協議会に対する補助金の交付手続」に示したとおりであるが、要綱の規定と実際の経過を確認したところ、A 地区社会福祉協議会による申請および実績報告の手続、ならびに長寿福祉課による精査、交付決定、支払の各処理は、全て要綱に定められた手順に適合していた。

なお、A 地区社会福祉協議会から提出された実績報告書への添付書類のうち、単独で敬老会を開催した複数の町内会への A 地区社会福祉協議会からの交付金について、町内会からの領収書に代えて A 地区社会福祉協議会が作成した支払証明書が添付されていたため、A 地区社会福祉協議会がそれぞれの町内会に交付した金額の内訳と、支払証明書としていた理由を長寿福祉課に照会した。その結果、各町内会への交付金内訳および各町内会からの領収書が A 地区社会福祉協議会から長寿福祉課に提出された。これらの書類を精査し、A 地区社会福祉協議会における補助金の取扱いに不備がないことを確認した。

(2) A 地区社会福祉協議会への補助金の交付が違法又は不当であるかについて

ア A 地区社会福祉協議会における敬老会開催方法と要綱の適合性について

要綱では、第1条で「この要綱は、長年にわたり今日の社会の礎を築いた高齢者に敬愛と感謝の意をこめ、敬老会を主催する地区社会福祉協議会に対する補助金の交付について、その必要な事項を定めるものである」と規定しており、敬老会を主催する地区社会福祉協議会に対して補助金を交付することとしているが、敬老会の対象者や個別の補助対象経費を定めている条文はなく、事業の

開催方法は地区社会福祉協議会に委ねられている。

ここで、A 地区社会福祉協議会の令和7年度の敬老会収支決算書をみると、敬老会は補助金だけでなく、A 地区社会福祉協議会負担金、他団体補助金等（秋田市社会福祉協議会および町内会）を財源として開催されている。A 地区社会福祉協議会を退会し非会員となっている B 町内会の高齢者を人的・金銭的な負担を伴う事業の対象とするか否かは要綱に規定がないことから、

A 地区社会福祉協議会の自主性・自立性の下で決定される事項と解される。

よって、非会員にかかる人的・金銭的負担を生じさせない方法として、A 地区社会福祉協議会が B 町内会の高齢者を敬老会の対象から除外したとしても、その判断には、一定の合理性があるものとする。

なお、B 町内会は A 地区社会福祉協議会を退会しているものの、B 町内会の現会員および元会員が独自に別の団体を作り、A 地区社会福祉協議会に加入している例があり、これらの高齢者には、敬老会の案内や記念品の配布がされていることから、A 地区社会福祉協議会が柔軟な対応をしていることが認められる。

このように、要綱に対象者の定めがない以上、地区の実情に応じて対象者を決定することは、地区社会福祉協議会の判断に委ねられており、また、補助主体である市がこうした取扱いを認めてきた経緯も踏まえると、A 地区社会福祉協議会の敬老会開催方法は、少なくとも要綱に反しているとは認められない。

イ 補助金配分方法の合理性について

請求人は、A 地区全体の満75歳以上の高齢者数に基づき市の予算を按分した金額が A 地区社会福祉協議会に交付されているが、B 町内会の24名が敬老会の案内や記念品配分等から排除されていることが、補助金の趣旨に反する違法・不当な財務会計上の行為であると主張している。

このことについて、関係職員へのヒアリングにおける長寿福祉課の説明によると、要綱において補助金を地区社会福祉協議会の区域内の満75歳以上人口で按分することとしているのは、補助金をそれぞれの人口規模に応じて公平に配分するための基準であり、客観的な数値として秋田市情報統計課が毎年公表する「秋田市年齢別・地区別人口」を使用しているとのことであった。交付額は原則3年ごとに見直しを行っており、令和7年度は見直しの年に当たらない

ことから、5年10月1日の満75歳以上の人口を基に40,000,000円の補助金を市内39地区に配分し、A地区には2,723,000円を交付したとのことであった。

加えて、要綱は、高齢者一人一人に記念品を配布することを規定しているものではなく、敬老会の内容については、主催者である各地区社会福祉協議会が判断しており、配布対象者や内容・金額について市としての基準は定めていないとのことであった。

要綱において地区社会福祉協議会の区域内の満75歳以上人口に基づく按分を補助金交付額の積算基礎としているのは、規模の異なる各地区社会福祉協議会への配分を客観的なデータに基づいて行うことで、配分の透明性と公平性を確保するためであるとする長寿福祉課の説明は理解することができる。仮に、地区社会福祉協議会の会員の実数による按分などとした場合、地区社会福祉協議会の補助金交付申請に係る事務負担の増大・煩雑化、市として実数確認が困難であることが予想されることも併せ考えると、補助金を人口規模で按分する制度設計には一定の合理性を認めることができる。

この積算方法は、補助金の予算を各地区へ配分するための基準に過ぎず、実際に要綱においても、補助金の交付対象は個々の高齢者ではなく「敬老会を主催する地区社会福祉協議会」と定められており、地区内的高齢者一人一人に対して、補助金を原資とするサービスや物品を直接届けることまで市が義務付けているものではない。

また、補助金は、高齢者に敬愛と感謝の意をこめて開催される敬老会を支援するためのものであり、敬老会の開催に伴う会場設営費、広報費、あるいは事務費といった経費は、特定の参加者の有無や満75歳以上人口の変動などに伴う対象者の増減にかかわらず、事業を実施するために必要な経費であることから、補助金はこれら事業全体の運営経費にも当然に充当されるものである。

したがって、結果として一部の高齢者に敬老会の案内や記念品等の配布が行き届かない状況があったとしても、補助金が敬老会事業の運営のために活用されている以上、目的外に使用されたとは言えない。

このように、算出基礎となった高齢者の一部に敬老会の案内や記念品等の配布が行き届かない状況があったとしても、敬老会の主催者である地区社会福祉

協議会が、自らの判断で決定した事業の実施方法である以上、補助金の交付を違法又は不当なものと判断することはできない。

よって、請求人が主張する、除外された24人分の積算根拠に基づき A 地区社会福祉協議会に交付された補助金が不当な交付に当たるという指摘には理由がなく、本件において市の財政的損害が発生しているとは言えない。

ウ 請求人が求める措置の必要性について

請求人は、市が要綱第4条に基づく精査、要綱第9条に基づく交付決定の取消し、要綱第10条に基づく返還請求、および要綱第11条に基づく調査を行っていないことが不当であり、返還措置を講ずべきであると主張する。

要綱第4条に定める精査義務については、長寿福祉課において、A 地区社会福祉協議会から提出された申請書の内容が、交付対象としている地区社会福祉協議会が行う敬老会に関するものであることを確認した上で、交付決定を行っている。

また、要綱第9条に基づく交付決定の取消しや要綱第10条に基づく返還請求、および要綱第11条に基づく調査についても、事業終了後に A 地区社会福祉協議会から提出された実績報告書の確認を通じて、補助金が目的外に使用されていないことを確認している。

したがって、要綱に基づく交付決定の取消しや返還請求、あるいは調査といった具体的な措置を講ずべき状況にはない。

以上のとおり、令和7年度の A 地区社会福祉協議会への補助金の交付は違法・不当な財務会計上の行為とは言えず、違法・不当であることを前提として補助金の交付決定を取り消し、返還を請求することを求めている請求人の主張には、理由がないものと判断した。

3 意見

関係職員陳述において、市は、75歳以上の市民全員が敬老会に参加できることが理想であり、補助金の恩恵を受けられることが一番良いとの認識を示している。

しかしながら、現実には、地区社会福祉協議会に未加入であることを理由に一

部の高齢者が敬老会の案内や記念品配布から除外されている状況が見られる。さらに、事業の実施を地区の自主性に委ねるあまり、その事業効果を市として客観的に確認することが難しくなっている面もある。

このように、理想と現実の間に生じている乖離や、行政として事業効果を適切に把握しづらくなっている現状に対し、市は事業主体として明確な問題意識を持つ必要がある。

については、本補助制度のあり方について、住民間の不公平感を解消するとともに、制度の趣旨により近付けられるよう、各地区の自主性を尊重しつつも、丁寧な実態調査を通じて、実質的な検討を開始することを要望する。

別紙

○ 令和8年6月23日に提出された証拠資料

添付資料一覧

証拠書第1号：A 地区敬老会補助金における B 町内会対象者の排除状況
に関する実態報告書（令和8年6月19日付）

証拠書第2号：実態報告書別紙： B 町内会対象者名簿

証拠書第3号：秋田市敬老会補助金交付要綱（全文および解題）

証拠書第4号：この件の経緯（ B 町内会作成資料）

証拠書第5号：「敬老会補助金」の B 町内会対象者への適正な配分について
（要請）（令和7年7月31日・ B 町内会提出）

証拠書第6号：「敬老会補助金」の B 町内会対象者への適正な配分について
（回答）（令和7年9月10日付・令7広一要第20号）

証拠書第7号：市議会議事録等に関して（回答）（令和8年1月8日付・令7
広一要第53号）

証拠書第8号：「敬老会補助金」の B 町内会対象者への適正な配分について
（要請）（令和8年4月30日・ B 町内会提出）

○ 令和8年7月7日に提出された証拠資料

陳述中心資料：「敬老会補助金」の B 町内会対象者への適正な配分に関する
再要請（令和8年6月29日付）

陳述資料A：「敬老会補助金」の B 町内会対象者への適正な配分について
（回答）（令和8年6月4日付・令8広一要第4号）

陳述資料B：「敬老会補助金」の B 町内会対象者への適正な配分について
（回答）（令和7年9月10日付・令7広一要第20号）

※証拠書第6号と同じ

陳述資料C： B 町内会に係る敬老会補助金の交付方法の見直しについて
（令和5年9月5日・市長副市長説明資料）

陳述資料D： B 町内会からの敬老会補助金に関する要望について（令和6
年8月9日・陳情・要望補足資料）

陳述資料E：平成29年度地区別赤い羽根共同募金目標額に係る説明資料

陳述資料F：ご意見に対する感想（平成２９年１０月２８日）

陳述予備補足

○ 令和８年７月１４日に提出された資料

陳述補足資料